

## 川崎市立学校の学校給食における未利用食品の提供に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市立学校の臨時休業等に伴う学校給食における未利用食品を有効活用し、子どもに食事を提供する活動等を行う団体へ未利用食品を提供することにより地域の子育て支援等を行い、もって、地域社会の持続可能性の確保に資することを目的とする。

### (未利用食品)

第2条 この要綱において「未利用食品」とは、市が保有する給食食材のうち、市立学校の臨時休業等により学校給食が急遽中止となり、発注中止、保管等の対応を取ることができず学校給食の食材として利用することができないため、子どもに食事を提供する活動等を行う団体等へ提供しようとする食品であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 食品の提供にあたって品質を保証することが困難と市長が認めたもの
- (2) 前号のほか食品の提供が困難と市長が認めたものをいう。

### (提供対象団体の登録等)

第3条 未利用食品の提供を受けようとする団体は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする団体は、未利用食品提供の取組の登録申請書（第1号様式）を提出するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により提出した団体が、市内において、地域の子育て支援等を目的として子どもに食事を提供する活動などを行う団体であって、次の各号のいずれかに該当するものである場合は、当該団体を提供対象団体として登録するものとする。

- (1) 地域のボランティア等が子どもたちに対して無料又は安価で栄養がある食

事や子どもに共食の機会を提供する取組を行う団体（こども食堂）のうち次に掲げる要件を全て満たす団体

ア 3名以上のメンバーが活動しており、少なくとも月1回以上、支援活動等を実施していること

イ 団体として組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること

ウ 非営利活動であり、収益事業でないこと

エ 利用者から、実費（材料費、水光熱費等）以上の利用料を徴収していないこと

オ 衛生管理上、必要な調理設備が整っている食事提供場所（活動実施場所）があり、衛生管理担当者を決めていること

カ 提供された未利用食品を安全に保管できる場所があり、管理担当者を決めていること

(2) 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）第19条第1項に定める活動を行う団体（フードバンク）

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定された児童養護施設等を運営する団体のうち子どもに食事を提供する活動などを行う団体

(4) 子どものいる家庭のうち食品の提供を希望する家庭に食品を提供する団体のうち次に掲げる要件を全て満たす団体

ア 国、都道府県、市区町村から子育て家庭への支援活動に関する委託又は補助を受けている団体、若しくは都道府県、市区町村等と連携し、子育て家庭に関する情報を基に活動している団体

イ 子育て家庭に直接、食事又は食品の提供を実施している団体

4 前項の規定にかかわらず、第2項の規定により提出した団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、提供対象団体として当該団体を登録しない。

(1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にあるもの

(2) 虚偽の申請を行うなど、未利用食品の提供先として不適當であると市長が

認めたもの

- 5 第3項の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）は、登録申請した内容に変更が生じた場合には、未利用食品提供の取組の登録変更申請書（第2号様式）を市長に提出するものとする。
- 6 登録団体は、第3項の規定による登録を抹消しようとする場合は、未利用食品提供の取組の登録抹消申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。
- 7 第5項又は前項の規定により変更又は抹消の申請があった場合は、市長は、登録団体の登録内容を修正し、又は抹消する。

（未利用食品の提供）

- 第4条 市長は、未利用食品が発生した場合は、登録団体に対して、当該未利用食品の名称及び分量、回答期限その他必要な事項を記載し、電子メールにより未利用食品の情報を提供する。
- 2 前項の規定により未利用食品の情報提供を受けた登録団体のうち、当該未利用食品の提供を希望する登録団体は、電子メールにより任意の形式で提供希望の申し出を行うものとする。
  - 3 前項の規定による未利用食品の提供希望の申し出が、回答期限までに複数の登録団体からあった場合は、当該未利用食品の保管状況や品質管理のために必要な事項などを考慮して、提供する登録団体を選定するものとする。
  - 4 市長は、第2項の申し出があった場合及び前項の規定より提供する団体を選定した場合であって、当該未利用食品の保管状況及び品質管理を考慮し、提供に支障が生じるおそれがないと認めるときは、適切な方法で当該団体に無償で提供する。
  - 5 前項の規定により提供を受ける団体は、原則として未利用食品を、保管されている場所から自ら運搬するものとする。

(未利用食品の品質管理)

第5条 市長は、未利用食品の提供にあたって、食品衛生法その他関係する法令（消費期限又は賞味期限を含む）に適合した食品を提供する。

2 未利用食品の提供を受けた登録団体は、提供された未利用食品の品質が保持されるよう消費期限又は賞味期限を遵守して適正に管理・保存して使用するものとする。

(未利用食品の提供に係る記録及び報告)

第6条 未利用食品の提供を受けた登録団体は、提供された食品の取扱いに関する情報を記録し、これを3年間保存するものとする。

2 市長が提供した食品の使用状況に関して、登録団体に対して報告を求めた場合、当該登録団体は速やかに市長に使用状況について報告をするものとする。

(未利用食品の転売等の禁止)

第7条 登録団体は、提供された未利用食品について、こどもに食事を提供する活動等の目的以外の使用及び転売、金銭その他の有価物との交換をしてはならない。

(登録の抹消)

第8条 市長は、登録団体が第3条第3項各号の要件を満たさなくなったことが判明した場合、同条第4項各号のいずれかに該当することが判明した場合及び前条に規定する行為を行った場合は、当該登録団体の登録を抹消するものとする。

(責任の所在)

第9条 市長は、原則として登録団体への未利用食品の引き渡し段階及び消費期

限又は賞味期限までの提供する食品の品質を保証するが、引き渡し後の消費期限又は賞味期限を遵守や保存については、登録団体の責任において管理するものとする。

- 2 食品衛生上の問題については、未利用食品の提供前の原因によるものは市長または製造者の責任とし、引き渡し後の原因によるものは登録団体又は提供食品の受取先の責任とする。

(未利用食品の提供に係る事故発生時における対応)

第10条 市長と登録団体は、未利用食品の提供に係る事故が発生した場合、市長、当該登録団体又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、川崎市立学校の学校給食における未利用食品の提供の取組の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月17日から施行する。

第1号様式

# 未利用食品提供 登録申請書

年 月 日

川崎市長 様

川崎市立学校の学校給食における未利用食品の提供に関する要綱第3条第3項各号に規定する提供対象団体に該当しますので、同条第2項の規定に基づき、登録申請をします。

なお、当団体は反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係係を有すると者でないこと、また、未利用食品の提供を受けた場合は、これをこどもに食事を提供する活動等の目的以外に使用しないこと、転売、金銭その他の有価物との交換をしないこと、及び同要綱のその他の規定を遵守することを誓約します。

団体名			
団体代表者名			
団体所在地		川崎市	
団体連絡先		携帯電話	
		メールアドレス	
		担当者名	
【こども食堂運営 団体のみ記載】  運営する こども食堂※1	①	名称	
		開催場所住所	
		近隣の小学校※2	
	②	名称	
		開催場所住所	
		近隣の小学校※2	
	③	名称	
		開催場所住所	
		近隣の小学校※2	
【こども食堂運営 団体以外の団体】			
主な活動内容			

※1 複数運営している場合、②③の欄を使用してください。

※2 通学区域となる小学校名を記載してください。

第2号様式

未利用食品提供 登録変更申請書

年 月 日

川崎市長 様

団体の登録内容に変更が生じたので、川崎市立学校の学校給食における未利用食品の提供に関する要綱第3条第5項の規定に基づき、変更の登録申請を行います。

団体名			
団体代表者名			
団体所在地		川崎市	
団体連絡先		携帯電話	
		メールアドレス	
		担当者名	
【こども食堂運営 団体のみ記載】  運営する こども食堂※1	①	名称	
		開催場所住所	
		近隣の小学校※2	
	②	名称	
		開催場所住所	
		近隣の小学校※2	
	③	名称	
		開催場所住所	
		近隣の小学校※2	
【こども食堂運営 団体以外の団体】			
主な活動内容			

※1 複数運営している場合、②③の欄を使用してください。

※2 通学区域となる小学校名を記載してください。

第3号様式

未利用食品提供 登録抹消申請書

年 月 日

川崎市長 様

団体の登録の抹消をしたいので、川崎市立学校の学校給食における未利用食品の提供に関する要綱第3条第6項の規定に基づき、抹消申請を行います

団体名			
団体代表者名			
団体所在地		川崎市	
団体連絡先		携帯電話	
		メールアドレス	
		担当者名	
【こども食堂運営 団体のみ記載】  運営する こども食堂※1	①	名称	
		開催場所住所	
		近隣の小学校※2	
	②	名称	
		開催場所住所	
		近隣の小学校※2	
	③	名称	
		開催場所住所	
		近隣の小学校※2	
【こども食堂運営 団体以外の団体】			
主な活動内容			

※1 複数運営している場合、②③の欄を使用してください。

※2 通学区域となる小学校名を記載してください。